

海外療養費 支給申請書

- ※ 領収証原本、領収証の日本語訳、診療内容明細書、診療内容明細書の日本語訳、領収明細書、領収明細書の日本語訳、渡航期間のわかるパスポートの写し、治療を担当した海外の医療機関への照会についての同意書を添付してください。
- ※ 日本国内の医療機関で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低い場合はその額）から自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額を支給します。日本と海外の医療体制や治療方法が大きく異なるため、海外で支払った額よりも支給金額が大幅に少なくなる場合があります。
- ※ 外貨で支払われた医療費は、支給決定日の外国為替換算率（売レート）を用いて円に換算して支給金額を計算します。

受付日付印

静岡鉄道健康保険組合